
VI 軽自動車税、市たばこ税及び入湯税

1	軽自動車税	
	(1) 軽自動車税（車種別課税台数及び調定額）	21
	(2) 環境性能割（調定額）	22
2	市たばこ税	
	(1) 調定額等	22
3	入湯税	
	(1) 調定額等	22

VI 軽自動車税、市たばこ税及び入湯税

1 軽自動車税

(1) 軽自動車税（車種別課税台数及び調定額）

（単位：台、千円、％）

区 分		平成29年度			30年度			令和元年度				
		台 数	調定額	前年度比	台 数	調定額	前年度比	台 数	調定額	前年度比		
原 動 機 付 自 転 車	50cc以下	18,872	37,739	96.3	17,981	35,955	95.3	16,165	32,330	89.9		
	90cc以下	767	1,534	94.5	715	1,430	93.2	668	1,336	93.4		
	125cc以下	6,009	14,422	104.5	6,252	15,003	104.0	6,431	15,434	102.9		
	ミニカー	106	392	112.6	97	359	91.6	99	366	101.9		
	小 計	25,754	54,087	98.4	25,045	52,747	97.5	23,363	49,466	93.8		
軽 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車	二輪のもの	3,186	11,469	100.5	3,221	11,596	101.1	3,097	11,149	96.1		
	三輪のもの	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0		
	四輪のもの	乗用	営業用	10	58	95.1	13	81	139.7	13	83	102.5
			自家用	20,650	176,435	106.3	21,021	187,368	106.2	21,117	194,717	103.9
		貨物	営業用	608	2,019	112.4	631	2,147	106.3	637	2,233	104.0
			自家用	6,363	29,640	100.3	6,249	29,534	99.6	6,053	29,083	98.5
	農 耕 用	40	96	107.9	40	96	100.0	41	98	102.1		
	特殊作業用	86	507	96.6	85	502	99.0	76	449	89.4		
	小 計	30,943	220,224	105.1	31,260	231,324	105.0	31,034	237,812	102.8		
二輪の小型自動車	2,626	15,756	101.8	2,628	15,768	100.1	2,572	15,432	97.9			
合 計	59,323	290,067	103.6	58,933	299,839	103.4	56,969	302,710	101.0			

(2) 環境性能割 (調定額)

年 度	平成29年度	30年度	令和元年度
調定額 (円)	—	—	3,396,400
前年度比 (%)	—	—	皆増

2 市たばこ税

(1) 調定額等

年度 区分	平成29年度	30年度	令和元年度
消費本数 (千本)	旧3級品 12,990 旧3級品以外 279,237	旧3級品 10,090 旧3級品以外 264,438	旧3級品 5,367 旧3級品以外 262,138
税率	旧3級品 1,000本につき3,355円 旧3級品以外 1,000本につき5,262円	旧3級品 1,000本につき4,000円 旧3級品以外 1,000本につき5,262円 (H30.10.1以降) 1,000本につき5,692円	旧3級品 1,000本につき4,000円 (R1.10.1以降) 1,000本につき5,692円 旧3級品以外 1,000本につき5,692円
調定額 (千円)	1,512,337	1,478,264	1,513,773
前年度比 (%)	93.7	97.7	102.4

※ 調定額には手持品課税による調定額も含む

3 入湯税

(1) 調定額等

(単位：人、円)

年度	平成29年度	30年度	令和元年度
特別徴収義務者数	2	2	2
課税対象 となった 入湯客数	0	0	0
宿泊する者	0	0	0
宿泊しない者	274,930	200,836	179,283
調定額	20,619,750	15,062,700	13,446,225

※ 入湯税の税率(1人1日)は、宿泊する者150円、宿泊しない者75円